Ⅳ　内部通報制度の運用状況等

神奈川県では、職務の遂行上、次の(1)～(4)の行為が発生あるいはそのおそれがある場合に、職員自らが、担当窓口又は外部の弁護士（外部調査員）に通報できることとしています。

(1)法令等に違反する行為

(2)職務上の義務に違反し、又は職務を怠る行為

(3)県民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行

(4)その他職務の遂行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為

通報があった場合には、公正・透明な職場づくり相談窓口（総務局総務室及び教育局行政課に設置）の担当職員が、外部調査員の指示のもとに、通報者の保護を図りながら調査を行い、その結果、正すべきことがあった場合には、県は外部調査員の意見・助言を踏まえて必要な改善措置等を講じています。

令和３年度における内部通報制度等の運用状況は、次のとおりです。

１　通報・処理状況

通報窓口			通報件数	受理件数	処理済	処理中
合　計			14（4）	13（4）	4（3）	9（1）
通報先別内訳	知事部局等	相談窓口	10（2）	9（2）	2（1）	7（1）
		外部調査員	1（1）	1（1）	1（1）	0
		計	11（3）	10（3）	3（2）	7（1）
	教育委員会	相談窓口	0	0	0	0
		外部調査員	3（1）	3（1）	1（1）	2
		計	3（1）	3（1）	1（1）	2

※（　）内は過年度分で内数

２　処理済案件の概要

(1) 令和３年度受付分

令和３年度に受け付け、令和３年度に処理を終えたものは、次のとおりです。

No	受付日	通報概要	調査結果、改善措置等
1 知 ・ 窓 口	３年４月 22日	部下から上司へのパワーハラスメントが行われている。パワーハラスメントを受けた上司の精神的被害は甚大である。部下の処分と異動を含む職場環境改善を希望する。	**○調査結果等** 職員の上司に対するパワーハラスメントは認められなかったが、業務及び組織のマネジメントに悩んでいた上司に対し、その上席者に当たる所属の管理監督者の支援は十分とはいえなかった。 **○改善措置等** 所属長会議等において、グループリーダーや出先機関の課長などの職員がマネジメント等に苦慮するような場合には、上席者が適切な支援を行うよう改めて周知し浸透を図ることとした。

(2) 過年度受付分

令和２年度以前に受け付け、令和３年度に処理を終えたものは、次のとおりです。

No	受付日	通報概要	調査結果、改善措置等
1 知 ・ 外 部	２年５月 11日	令和元年度内に竣功していない工事について予算の繰越手続を執らずに完成検査を実施し、検査合格として工事業者への支払い処理が行われることになった。これは財務会計法令等に違反し、県民を欺く著しい不正行為である。	**○調査結果等** 本件工事については完成検査時における工事の完成が確認できたので未竣功ではなかった。しかし、完成検査時における本件工事の目的物の瑕疵は軽微とはいえず、当該瑕疵については本来、手直し命令に基づく指示により修補すべきであったが、完成検査の間際まで当該瑕疵を組織として把握していなかったので、その手続が執られていなかった。 **○改善措置等** 工事の進捗管理を組織的に実施するため「打合簿」「工事履行報告書」等による業務報告の徹底、幹部職員による定期的な現地巡回、朝ミーティングを通じた職員相互の意見交換、客観的な事実に基づく手続の適正運用についての意識の共有を行った。
2 知 ・ 窓 口	３年１月 ７日	職制上の上下関係にない先輩職員からマスクを着用するよう叱責を受け、局の恥であると面罵された。先輩職員に対しては今後こうした糾弾行為は不快であるから控えるようにと依頼し	**○調査結果等** 本件はマスクの着用の要否をめぐるチャットのやり取りにおける諍いであったが、職員にパワーハラスメントは認められなかった。 **○改善措置等** メールやチャット等の文字だけのやり取りでは発信

		たが「こっちが不快である」とまで言われた。この面罵は典型的なパワーハラスメントである。	者の真意や発信内容のニュアンスが伝わらず誤解が生じやすいので、メールやチャット等で業務の連絡を行う場合には感情的な記述を避け、相手の立場に立ったコミュニケーションを取る必要がある。そこで、その旨を本県の不祥事防止の取組において周知徹底していくこととした。
3 教 ・ 外 部	3年2月 15日	副校長から、職員室内で他の職員がいる中で叱責された。また、体調不良を理由に年次休暇を取得したのに、副校長から非難を受けた。	**〇調査結果等** ・周囲に聞こえるような話し方で通報者を叱責した事実や高圧的な態度で話をした事実は確認できなかった。 ・副校長が、通報者に対して「休んではいけない」と言った事実はなく、「通報者が休んだので、他の教員が授業を代行した」と言った可能性があることは確認されたが、これは病気休暇を否定する趣旨のものではなかった。 **〇改善措置等** なし

※　No欄の「知」は知事部局等、「教」は教育委員会に関する通報。また、「窓口」は公正・透明な職場づくり相談窓口、「外部」は外部調査員が受け付けた通報。

3　職員からの相談

「公正・透明な職場づくり相談窓口」では、内部通報のほか、職員から職場や仕事に関する相談を受け付け、問題の解決に努めています。

令和3年度に受け付けた相談の状況は、次のとおりです。

相談の内容 窓口	服務関係	人間関係	職場運営	その他	計
総務局総務室	0	6	10	3	19
教育局行政課	0	10	14	0	24
計	0	16	24	3	43

※　「人間関係」はいじめ等の同僚等とのトラブル、「職場運営」はパワハラ等の上司等とのトラブルを含む。